

富津市営繕工事週休2日促進工事实施要領

令和7年3月24日
建設経済部都市政策課

第1 目的

本実施要領は、富津市の発注する営繕工事における週休2日の取組において、労務費の補正等を行うために必要な事項を定め、もって週休2日を促進することを目的とする。

第2 用語の定義

1 週休2日促進工事

営繕工事において労務費の補正等を行う週休2日の取組を行う工事をいう。

2 週休2日

通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

3 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一部中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）及びこれらに類する期間は含まない。

4 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

5 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

6 4週8休以上

① 通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

② 現場閉所日（現場休息日）を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

③ 現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

第3 対象工事

- 1 原則、富津市が発注する全ての営繕工事を対象とする。
ただし、発注者が週休2日促進工事に適さないと判断した工事は対象外とすることができる。
- 2 週休2日促進工事である旨等の明示は、特記仕様書への記載（電磁的記録を含む。）により行うものとする。
- 3 上記2の記載は、別記1の記載例を参考にするものとする。

第4 発注方式

発注者指定方式

発注者が通期の週休2日に取り組むことを指定する方式

第5 積算方法等

発注者指定方式

営繕工事（新営工事、改修工事、または解体工事）は、通期の4週8休以上を前提に、補正係数（1.05）により労務費（工事費の積算に用いる複合単価並びに市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正し工事費を積算する。

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、通期の4週8休に満たない場合、建設工事請負契約書約款第25条の規定に基づき請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

第6 現場閉所（現場休息）の確認方法等

1 工事着手前

- (1) 監督職員は、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した別記2の「現場閉所（現場休息）チェックリスト」等（以下「チェックリスト等」という。）を受注者より受領し、週休2日が確保されていることを確認する。
- (2) 「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場制作のみを実施した機関などの対象外とする期間は、受発注者間の協議により決定する。
- (3) 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）の予定日を調整した上で、その予定日を記載した「チェックリスト等」を作成し、監督職員に提出する。

2 工事着手後

- (1) 監督職員は、工程計画の見直しが生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「チェックリスト等」を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、「チェックリスト等」の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。
- (2) 監督職員は、受注者が作成する実際の現場閉所（現場休息）の日が記載され

た「チェックリスト等」により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。

- (3) 受注者は、対象期間中定期的に、監督職員による現場閉所（現場休息）の状況確認のため、「チェックリスト等」に実際の現場閉所（現場休息）の日を記載し、監督職員に提出する。

なお、工事完成日が工期期限に近く、契約変更等の手続き期間を十分に確保できない場合には、受発注者協議により現場閉所（現場休息）の状況を確認する日を決定するものとし、それ以降は、現場閉所（現場休息）の日を協議により決定し、これに基づき前提としていた4週8休に満たない場合は、「第5 積算方法等」により契約変更を行うものとする。

3 その他の留意事項

- (1) 現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- (2) 監督職員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。
- (3) 監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- (4) 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督職員は受注者と協議する。
- (5) 監督職員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行う事ができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「チェックリスト等」を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息日となる場合の体制について必要な調整を行う。

(6) 週休2日促進工事の見える化

受注者は、対象期間中、週休2日促進工事を実施している旨を工事掲示板等公衆が見やすい場所に明示する。（別記3）

(7) 適正な工期の確保

公共建築工事においては、「公共建築工事における工期設定の基本的な考え方」、過去の同種工事の実績、実施設計委託時に作成した工程表を参考として、全体の工程に遅延が生じないように、設備工事等の後工程の適正な施工期間や設備の総合試運転調整等に必要な期間を確保するなど適正な工期を設定する。

(8) 工事成績評定

週休2日を達成できなかったことに対して、工事成績評定点の減点はしない。

第7 その他

この要領に定めのない事項については、受発注者協議により定めることとする。

附 則（令和7年3月24日改正）

（施行期日）

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の際、改正前の規定により、執行中の者については、従前の例によることができる。

3 この要領の施行の際、同一現場において、分離発注する工事で、この要領による改正前の規定により、すでに発注した工事がある場合に、後から発注する工事については、この要領の施行後においても、従前の例によることができる。

別記 1

特記仕様書記載例

- . 施工条件
- . 本工事は、発注者が通期の週休 2 日に取り組むことを指定する「週休 2 日促進工事（発注者指定方式）」である。

別記 2

現場閉所（現場休息）チェックリスト

週休2日制適用工事 現場閉所（現場休息）チェックリスト

事務所名 ○○事務所
 工事名 ○○工事
 受注者名 ○○株式会社

月日	曜日	計画上の 閉所日	実際の 閉所日	計画上の閉所日と実際の閉所日に 差異がある場合等に記載
5月1日	水			
5月2日	木			
5月3日	金			
5月4日	土			
5月5日	日			
5月6日	月			
5月7日	火			
5月8日	水			
5月9日	木			
5月10日	金			
5月11日	土			
5月12日	日			
5月13日	月			
5月14日	火			
5月15日	水			
5月16日	木			
5月17日	金			
5月18日	土			
5月19日	日			
5月20日	月			
5月21日	火			
5月22日	水			
5月23日	木			
5月24日	金			
5月25日	土			
5月26日	日			
5月27日	月			
5月28日	火			
5月29日	水			
5月30日	木			
5月31日	金			

現場閉所日 0 0
 対象期間 31 31
 閉所率 0.0% 0.0%

別記 3

週休 2 日促進工事を実施している旨の明示例

【工事掲示板(例)】

週休 2 日促進工事
この工事は、建設現場の
働き方改革を推進するため、
週休 2 日に取り組んでいます。

(A3 サイズ相当)

施工体系図

労災保険関係成立票

建退共加入標識